

砥川の治水対策に関する説明会

主催：長野県治水・利水対策推進本部
日時：平成 16 年 7 月 14 日 19:30～
会場：下諏訪総合文化センター 小ホール

砥川の河川整備計画に関する方針

「諏訪圏域河川整備計画」の計画対象期間を 20 年間とし、20 年後のあるべき姿として、1/50 確率の治水安全度を目標とし、河川改修計画を盛り込む。
今回の整備計画期間の後に、次の段階として目指すべき治水安全度を 1/100 とする。

- 河川整備計画上の目標とは別に、実質的な治水安全度を向上させるため、森林整備等の流域対策に関する調査研究を進め、実施可能で、定性的にはあってもその効果を見込めるメニューについては県として積極的に取り組む。
- これまで検討を進めてきた遊水地計画は、1/100 の治水安全度を実現するための検討例としてその経過を残すものとし、これのみにとらわれることなく、1/100 の治水安全度を実現する方策について検討する。

(次 第)

- 開 会
- あいさつ
- 出席者紹介
- 説 明 (1) 経過報告
(2) 河川整備計画について
(3) 砥川の河川整備計画に関する方針について
- 意見交換
- 閉 会

(経過報告)

～砥川の新しい治水対策に向けた取り組み～

《経緯》

平成14年

- 6月 7日 長野県治水・利水ダム等検討委員会から答申
- 6月 25日 県議会にて県の「枠組み」を提示
- 7月 11日 「治水・利水対策推進本部」設置

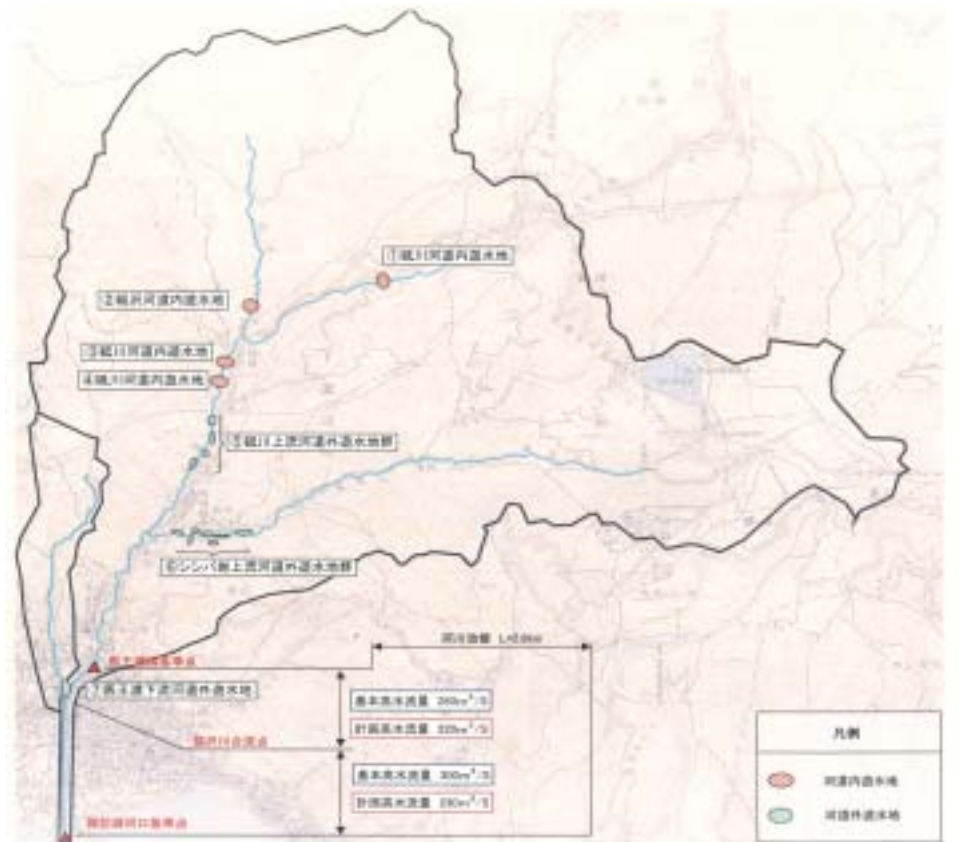
平成15年

- 4月 24日 河川改修原案決定（第3回本部会議）
- 5月 8日 河川改修計画原案の流域説明会開催
- 6月 28日 砥川流域協議会発足
- 7月 28日 流域対策原案決定（第4回本部会議）
- 11月 6日 流域協議会から提言書提出

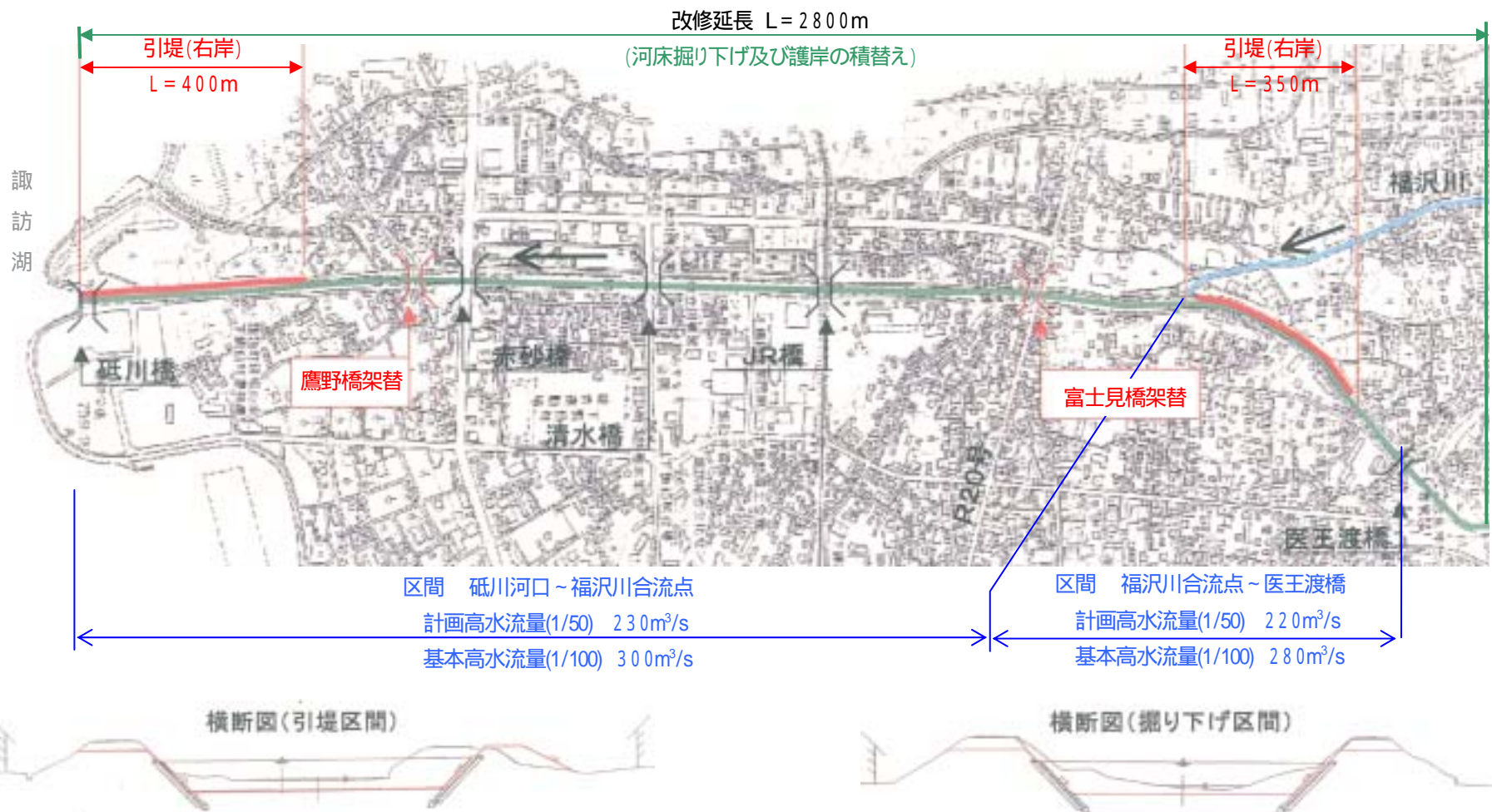
平成16年

- 5月 31日 砥川の治水対策に関する方針を国に提示
- 6月 11日 流域協議会に方針を説明、了承
- 7月 14日 砥川の治水対策に関する説明会

流域対策原案



河川改修原案



砥川流域協議会とは...

- 目的
 - ・長野県治水・利水ダム等検討委員会における調査審議を受け、砥川流域における治水・利水対策の実現に向け、住民と行政がともに考えていくことを目的とする。
- 活動内容
 - ・県が策定する計画に関する提言
 - ・その他流域協議会で必要と認める事項
- 基本的事項
 - ・参加者の「自主性」の尊重
 - ・対策実現までの「継続性」の確保
 - ・個々の流域特性を踏まえた「柔軟性」のある運営
- 設置運営方法
 - ・岡谷市、下諏訪町にお住まいの方が対象（参加資格）
 - ・参加希望者は全員を登録
 - ・入会、脱会は随時可能
 - ・座長、座長代理は互選により決定
 - ・運営方法は流域協議会内で決定

砥川流域協議会の経過

- 平成15年 6月28日 第1回 砥川流域協議会（会員数：31名（現在33名））
 - 県から河川改修原案の説明
- 平成15年10月10日 第10回 砥川流域協議会
 - 県から流域対策原案の説明
- 平成15年11月 6日 第12回 砥川流域協議会
 - 砥川流域における総合的な治水・利水対策について（提言）
- 平成16年 4月20日 第14回 砥川流域協議会
 - いわゆる河道内遊水地を基本とする流域対策に懸念の声が大勢を占める
- 平成16年 6月11日 第15回 砥川流域協議会
 - 「砥川の河川整備計画に関する方針」を検討し了承

砥川流域協議会からの提言

「流域協議会は 砥川の河川改修をなによりもまず最優先として これを実施することを強く望む。」

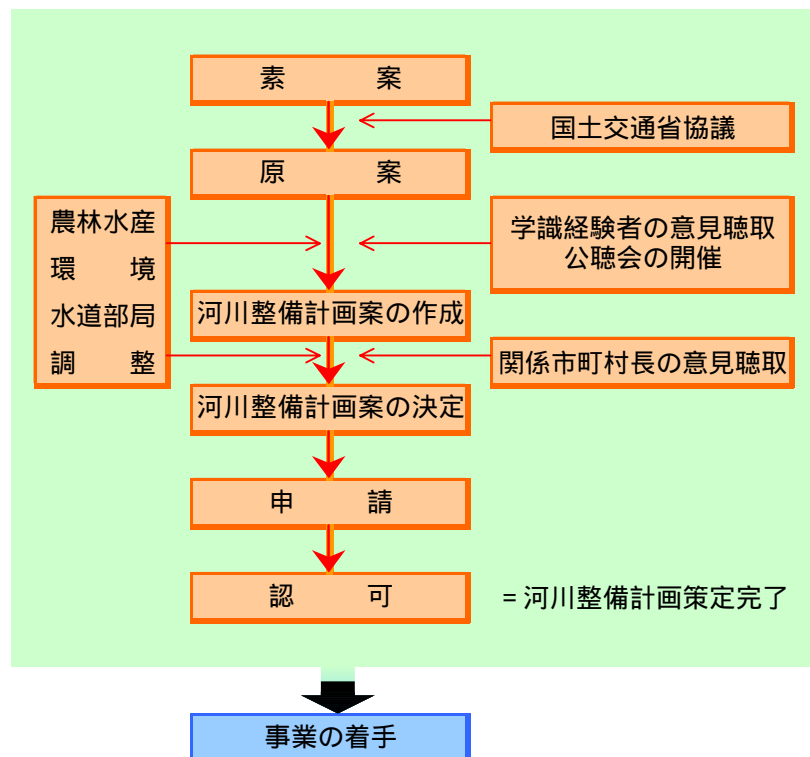
- 引堤について
 - ・福沢川合流点上流の引堤区間は、民地への影響を最小限とするよう工夫し、詳細設計時に地権者の同意を得る努力をすること。
- 河床掘削について
 - ・地下水への影響が懸念されるため、事前に地下水を調査し、必要な場合は対策を講ずること。
- ワカサギについて
 - ・遡上に必要な流速、流量、水位確保に配慮すること。・工事期間、施工方法などを関係者と十分協議のこと。
- 橋梁架替について
 - ・現在橋脚がある鷹野橋、富士見橋の架替は総意で賛成
 - ・早期具体化に向けて取り組むべき
 - ・関係住民に十分な情報提供を行い理解を得ること
- 護岸構造等について
 - ・計画対象区間を4つのゾーンに区分し、それぞれのテーマを目指した整備を提案（「河川改修協議会案」を作成）
- 流域対策について
 - ・流域対策原案は否定しないこととし、個々の遊水地の具体的な位置や規模など、実施に際しては意見交換しながら協力・支援していく。

河川整備計画について

河川法改正までの経過

- 平成8年12月に河川審議会より提言
 - 「社会経済の変化を踏まえた今後の河川制度のあり方について」
 - ・地域との連携による治水・利水・環境の総合的な河川整備の必要性
 - ・水系全体にわたる今後20～30年間の段階的な河川整備の計画を作成
 - ・計画策定時には地域住民の意見を反映させる措置が必要
- 平成9年第140回国会で法案成立
 - 「河川法の一部を改正する法律」
 - ・具体的な河川整備に関する事項について、地方公共団体の長、地域住民等の意見を反映する手続きの導入 「河川整備計画」制度の導入

河川整備計画策定の手続き



河川整備計画に定める事項

- 河川整備計画の目標に関する事項
 - ・計画対象区間及び計画対象期間
 - ・洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項
 - ・河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項
 - ・河川環境の整備と保全に関する事項
- 河川整備の実施に関する事項
 - ・河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
 - ・河川の維持の目的、種類及び施行の場所
- 河川情報の提供、地域や関係機関との連携に関する事項
 - ・河川情報の提供に関する事項
 - ・地域や関係機関との連携等に関する事項

圏域図～河川整備計画を策定する単位～



	経営戦略局 治水・利水対策推進チーム	土木部 河川課 計画調査係	諏訪建設事務所 管理計画課
担当	鎌田朝秀(チームリーダー) 吉川英昭	田中幸男(課長) 小松誠司	笠井 明(所長) 木村智行
電話	026-235-7255(直) 026-232-0111(代) 内線 3563	026-235-7309(直) 026-232-0111(代) 内線 3439	0266-57-2944(直) 0266-53-6000(代) 内線 2451
F a x	026-232-2637	026-225-7069	0266-57-2946
E-mail	chisui-risui@pref.nagano.jp	kasenka@pref.nagano.jp	suwaken@pref.nagano.jp